

# 公社造林地における林地残材の更なる活用のための新たな仕組み

島根県林業公社

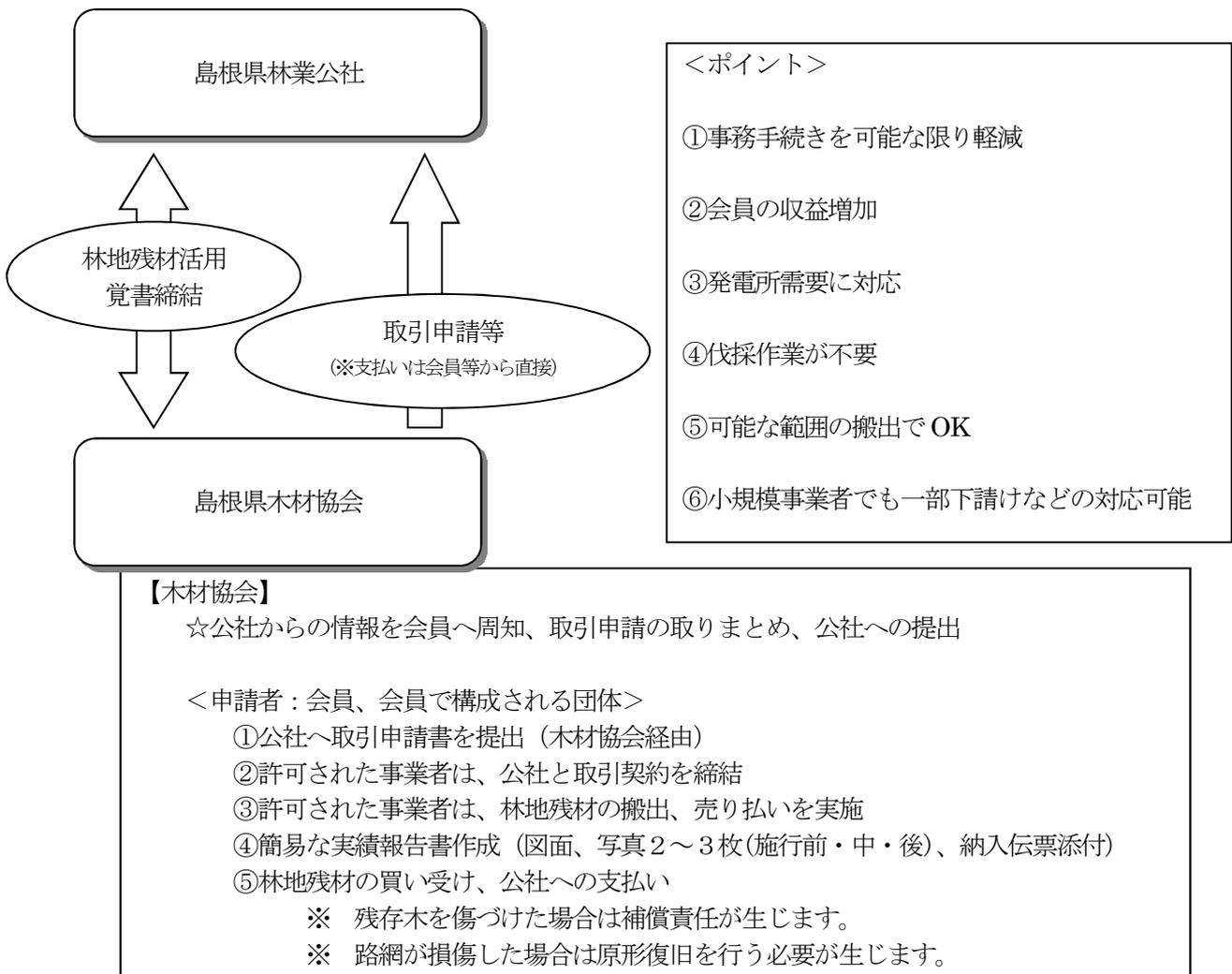
## 1. 目的

現在、林業公社においては第4次経営計画に基づき、主伐や間伐（利用、切捨）を実施しており、伐採木は収益増加のため可能な限り搬出することとしているが、枝条や小径木等をやむを得ず林内に残置せざるを得ない場合には、林内に整理し残置することとしている。

一方、県内に2箇所のバイオマス発電所が稼働したことにより、発電用燃料であるチップ材の需要は高い状態が続いている。

こうした中、公社造林地内の林地残材を更に活用することにより、木材利用の推進、木質バイオマス燃料等の安定供給への更なる貢献、公社造林地からの流出木による災害の防止及び林業公社の経営改善につながる可能性がある。

## 2. 新たな仕組み



## 3. 参考（現在ある仕組み）

「公社造林地の林地残材などの採取（活用）要領」（H26.3.10）

◆利用対象者：市町が進めるバイオマスプロジェクト（※仕組みは市町が構築）等において市町から認定等を受けた者で次に該当する者

- ア 自家労務により林地残材を搬出する者
- イ 採取に伴う事故等に対し責任を持てる者

◆利用料金：無償

## 林地残材の更なる活用のための新たな仕組みにおける事務手続きフロー

林業公社	木材協会	申請者(会員等)	事務手続き
覚書締結	← 覚書締結 →		林業公社と木材協会が林地残材の更なる活用のための覚書を締結
情報提供	→		林業公社が木材協会へ利用間伐実施済み箇所等の情報を提供
	情報周知	→	木材協会は林業公社から提供された情報を会員又は会員で構成される団体へ周知
	←	申請 (取りまとめ)	会員等は林地残材の取引等について木材協会を経由して林業公社へ申請 ※ 木材協会は会員からの申請を取りまとめ公社へ提出
契約締結 許可	←	→ 契約締結	申請者と林業公社が林地残材の取引について契約を締結し、林業公社は申請者へ許可書を発行 ※ 残存木を傷つけた場合、補償責任があることを明記 ※ 既設路網が損傷した場合、原状復旧する必要があることを明記
	←	着手届	申請者は着手時に林業公社へ着手届を提出
現地完了確認	←	→	林業公社は現地完了確認を実施 【申請者から完了の連絡があった時点】
	←	実績報告	申請者は完了時に林業公社へ実績報告書を提出 ※ 実施区域図、状況写真、納入伝票を添付
代金請求	←	→	林業公社は申請者へ代金を請求
	←	代金支払	申請者は林業公社へ代金を支払い